

議案第6号

東郷町国民健康保険税条例の一部改正について

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和8年2月24日提出

東郷町長 石橋直季

説明

この案を提出するのは、国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

東郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東郷町国民健康保険税条例（昭和38年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、当該合算額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改め、「100分の6.97」を「100分の7.65」に改める。

第5条中「29,800円」を「32,600円」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加え、「20,900円」を「21,800円」に改め、同条第2号中「10,450円」を「10,900円」に改め、同条第3号中「15,675円」を「16,350円」に改める。

第6条中「100分の2.48」を「100分の2.61」に改める。

第7条の2中「10,300円」を「10,900円」に改める。

第7条の3第1号中「7,200円」を「7,300円」に改め、同条第2号中「3,600円」を「3,650円」に改め、同条第3号中「5,400円」を「5,475円」に改める。

第8条中「100分の2.19」を「100分の2.27」に改める。

第9条の2中「11,300円」を「11,500円」に改める。

第9条の3の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
- (2) 特定世帯 400円
- (3) 特定継続世帯 600円

第23条第1項中「場合には、17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキ、ク及びケに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号ア中「20,860円」を「22,820円」に改め、同号イ(7)中「14,630円」

を「15,260円」に改め、同号イ(イ)中「7,315円」を「7,630円」に改め、同号イ(ロ)中「10,973円」を「11,445円」に改め、同号ウ中「7,210円」を「7,630円」に改め、同号エ(イ)中「5,040円」を「5,110円」に改め、同号エ(ロ)中「2,520円」を「2,555円」に改め、同号エ(ハ)中「3,780円」を「3,833円」に改め、同号オ中「7,910円」を「8,050円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(ロ) 特定世帯 280円

(ハ) 特定継続世帯 420円

第23条第1項第2号ア中「14,900円」を「16,300円」に改め、同号イ(イ)中「10,450円」を「10,900円」に改め、同号イ(ロ)中「5,225円」を「5,450円」に改め、同号イ(ハ)中「7,838円」を「8,175円」に改め、同号ウ中「5,150円」を「5,450円」に改め、同号エ(イ)中「3,600円」を「3,650円」に改め、同号エ(ロ)中「1,800円」を「1,825円」に改め、同号エ(ハ)中「2,700円」を「2,738円」に改め、同号オ中「5,650円」を「5,750円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を

除く。) 1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ロ) 特定継続世帯 300円

第23条第1項第3号ア中「5,960円」を「6,520円」に改め、同号イ
(7)中「4,180円」を「4,360円」に改め、同号イ(イ)中「2,090円」を
「2,180円」に改め、同号イ(ロ)中「3,135円」を「3,270円」に改め、
同号ウ中「2,060円」を「2,180円」に改め、同号エ(7)中「1,440
円」を「1,460円」に改め、同号エ(イ)中「720円」を「730円」に改め、
同号エ(ロ)中「1,080円」を「1,095円」に改め、同号オ中「2,260円
」を「2,300円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険
者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人につ
いて 240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上
被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を
除く。)1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

(イ) 特定世帯 80円

(ロ) 特定継続世帯 120円

第23条第2項第1号ア中「4,470円」を「4,890円」に改め、同号イ
中「7,450円」を「8,150円」に改め、同号ウ中「11,920円」を「
13,040円」に改め、同号エ中「14,900円」を「16,300円」に改
め、同項第2号ア中「1,545円」を「1,635円」に改め、同号イ中「2,
575円」を「2,725円」に改め、同号ウ中「4,120円」を「4,360

円」に改め、同号エ中「5, 150円」を「5, 450円」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第23条第3項中「及び被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、同項各号列記以外の部分中「後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第4項、第5項、第7項から第14項中「第6条、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

国民健康保険税の税率等を見直すため必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等を次のように改めること。（第3条第1項、第5条、第5条の2、第6条、第7条の2、第7条の3、第8条及び第9条の2関係）

区分		改正後	改正前	
		令和8年度分以後	令和7年度分まで	
基礎課 税額	所得割額		7.65%	6.97%
	均等割額		32,600円	29,800円
	平等 割額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	21,800円	20,900円
		特定世帯	10,900円	10,450円
		特定継続世帯	16,350円	15,675円
後期高 齢者支 援金等 課税額	所得割額		2.61%	2.48%
	均等割額		10,900円	10,300円
	平等 割額	特定世帯及び 特定継続世帯 以外の世帯	7,300円	7,200円
		特定世帯	3,650円	3,600円
特定継続世帯		5,475円	5,400円	
介護納付金課 税額	所得割額		2.27%	2.19%
	均等割額		11,500円	11,300円
	平等割額		[5,700円]	5,700円

[] 内は変更なし

- (2) 子ども・子育て支援納付金課税額を創設し、税率等を次のように定めること。
（第2条、第9条の4、第9条の5、第9条の6及び第9条の7関係）

子ども・子育て支援納付金課税額	所得割額		0.29%
	均等割額	被保険者	1,200円
		18歳以上	100円
	平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	800円
		特定世帯	400円
		特定継続世帯	600円

(3) 低所得世帯に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

(第23条第1項関係)

区分		改正後	改正前	
		令和8年度分以後	令和7年度分まで	
基礎課税額	7割軽減	22,820円	20,860円	
	5割軽減	16,300円	14,900円	
	2割軽減	6,520円	5,960円	
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	7,630円	7,210円	
	5割軽減	5,450円	5,150円	
	2割軽減	2,180円	2,060円	
介護納付金課税額	7割軽減	8,050円	7,910円	
	5割軽減	5,750円	5,650円	
	2割軽減	2,300円	2,260円	
子ども・子育て支援納付金課税額	被保険者	7割軽減	840円	—
		5割軽減	600円	—
		2割軽減	240円	—
	18歳以上	7割軽減	70円	—
		5割軽減	50円	—
		2割軽減	20円	—

(4) 低所得世帯に係る世帯別平等割額の減額について次のように改めること。

(第23条第1項関係)

区分			改正後	改正前	
			令和8年度分以後	令和7年度分まで	
基礎課税額	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	15,260円	14,630円	
		特定世帯	7,630円	7,315円	
		特定継続世帯	11,445円	10,973円	
		5割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	10,900円	10,450円
	2割軽減	特定世帯	5,450円	5,225円	
		特定継続世帯	8,175円	7,838円	
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	4,360円	4,180円	
	7割軽減	特定世帯	2,180円	2,090円	
		特定継続世帯	3,270円	3,135円	
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,110円	5,040円	
	後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	特定世帯	2,555円	2,520円
			特定継続世帯	3,833円	3,780円
5割軽減			特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	3,650円	3,600円
特定世帯			1,825円	1,800円	
2割軽減		特定継続世帯	2,738円	2,700円	
		特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	1,460円	1,440円	
		特定世帯	730円	720円	
		特定継続世帯	1,095円	1,080円	
介護納		7割軽減	[3,990円]	3,990円	

付金課 税額	5割軽減	[2,850円]	2,850円	
	2割軽減	[1,140円]	1,140円	
子ども・子育て 支援納付金課税額	7割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	560円	—
		特定世帯	280円	—
		特定継続世帯	420円	—
	5割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	400円	—
		特定世帯	200円	—
		特定継続世帯	300円	—
	2割軽減	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	160円	—
		特定世帯	80円	—
		特定継続世帯	120円	—

[] 内は変更なし

(5) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額について次のように改めること。

(第23条第2項関係)

区分		改正後	改正前
		令和8年度分以後	令和7年度分まで
基礎課税額	7割軽減	4,890円	4,470円
	5割軽減	8,150円	7,450円
	2割軽減	13,040円	11,920円
	上記以外	16,300円	14,900円
後期高齢者支援 金等課税額	7割軽減	1,635円	1,545円
	5割軽減	2,725円	2,575円
	2割軽減	4,360円	4,120円
	上記以外	5,450円	5,150円
子ども・子育て	7割軽減	180円	—

支援納付金課税額	5割軽減	300円	—
	2割軽減	480円	—
	上記以外	600円	—

(6) 出産する予定又は出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び被保険者均等割額等の減額について子ども・子育て支援納付金課税額を追加すること。(第23条第3項関係)

(7) 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額について定めること。(第23条第4項関係)

3 施行期日等

(1) 令和8年4月1日から施行すること。

(2) 改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用すること。